

第25 回基本方針策定タスク 議事録

- 1.日時 :平成20 年12 月1 日(月) 10:30~ 12:10
- 2.場所 :日本電気協会 4階B 会議室
- 3.出席者:(順不同,敬称略)
出席委員:越塚主査(東京大学),宮田(東京電力),石沢(東京電力),渡邊(東京電力),
白井(関西電力),田口(東京電力),森(日本電気協会牧野委員代理) (7名)
欠席委員:関村(東京大学),新田(日本原子力発電),近江(日本原子力発電) (3名)
事務局:高須,糸田川,国則,平野,石井,田村,大東,井上(日本電気協会) (8名)

4.配付資料

- 資料 25-1 第 24 回基本方針策定タスク議事録(案)
- 資料 25-2 規約等の改定に関する検討・調査結果について
- 資料 25-2-1 規約等の改定について
- 資料 25-2-2 規約等の改定・新旧比較表
- 参考-1 第 30 回原子力規格委員会議事録(案)
- 参考-2 第 9 回基本方針策定タスクワーキング議事録(案)

5.議事

(1)定足数確認

主査による森氏(日本電気協会)の代理出席の承認後,事務局より,委員総数10 名のうち出席委員は,代理出席者を含め7 名で,委員総数の3 分の2 以上となり,議案決議の定足数を満たしていることが報告された。

また,事務局より近江委員(放射線管理分科会幹事・日本原子力発電)が11/27付で委員に任命されたこと,牧野委員が9/8付で委員に任命されたことの報告があった。

(2)前回議事録の確認

事務局より,資料25-1に基づき,前回議事録(案)の紹介があり,原案通りで正式議事録とすることが確認された。

(3)規約等の改定について(資料25-2,25-2-1,25-2-2)

事務局より,資料 25-2,資料 25-2-1 及び資料 25-2-2 に基づき,規約等の改定についての説明が行われ,審議した。

今回の改定提案内容の項目(要点)は,以下の通りである。

電子メール利用の決議(委員全員の投票内容の周知)

委員会役員の明確化(規約に追記)

編集上の修正の例示(意味,例示を追記)

委員任期制限の撤廃(→継続審議とされた。)

規定内容明確化(反対意見対応追記)

記載の充実(英文名称追記)

実態との整合,誤記訂正など

その結果,「委員任期制限の撤廃」について継続審議とした他は,本日のコメントを反映し,12月19日の原子力規格委員会(以下,委員会という。)に提案することについて,全員の挙手により承認された。

(主な意見)

- ・資料25-1 の「委員会役員の明確化」について,分科会規約第3条を,「分科会は,役員(分科会長1名,副分科会長1名,幹事1名)を含む分科会委員…」に改定することのだが,幹事1名は必ず置かなければならないが,副分科会長は必ずしも置く必要はない。その旨の記載が必要と思われる。

→副分科会長については,分科会規約第5条で「分科会に幹事1名を置く。また必要に応じ,副分科会長1名を置くことができる。」と明記されており,ここで読める。従って「分科会は,役員(分科会長1名,副分科会長を必要に応じ1名,幹事1名)を含む分科会委員」とす

- ることできる。
- 人数は第5条に記述されているので、第3条での人数の記述は削除して、「分科会は、役員(分科会長、副分科会長、幹事)を含む分科会委員」としてはどうか。また委員会の記述も同様とする。なお、第5条の「また必要に応じ、副分科会長1名を置くことができる。」の1名は、2名置いている分科会もあるので、削除した方がよいのでは。
 - 第3条の役員の後ろのカッコ書きの人数は、委員会及び分科会とも削除する。また、分科会規約の第5条については、副分科会長を2名置いている分科会もあるので、他の部分に支障がなければ、副分科会長の人数を削除する。
 - ・分科会規約第3条(分科会の構成)の方には、業種の記載があるが、委員会規約の方にはないのか。
 - 委員会規約は別のところ(第2項)に記載がある。
 - ・業種の定義はどこかに規定されているのか。各委員がどこに属しているのかは、明確か。あとから別の分類などが増えたりすることはないか。
 - 規約で10区分の業種に分類し規定しており、その分類に基づき、委員名簿にも業種が記載されているのでそのような問題はない。
 - ・資料25-2-2の4頁の理由欄最下部の引用の記述については、例として記載しているだけなので、削除した方がよいのではないか。
 - 拝承。
 - ・資料25-2-2の1頁の委員会規約第4条(委員長)の「ただし、委員長は委員長の任期が満了した場合においても、新たに委員長が委嘱されるまでは引き続き存在する。」との記載は、任期と直接関係なく、また分科会規約第4条(分科会長)の方にはこの資料上は記載していないので、整合を取って削除したい。また、2頁の分科会規約第13条(検討会)の理由欄記載の「及び委員の任期を制限する規程部分を削除()」も誤記のため削除したい。
 - ・委員の任期制限をなくする件だが、分科会や検討会については、かなり専門性を有するので、任期制限を除くのは賛成だが、委員会の委員の任期制限まで除く必要はないのではないか。委員が制限なく継続すると、業種区分における委員数の制限に抵触するような事態が懸念されないか。
 - ・今回提案した背景には、実態上、耐震設計分科会などは、委員の約半数が2年後に期限を控え、運用上の支障が懸念されることがある。他の学会や、ASME規約にも、委員についての任期制限はない(日本原子力学会、日本機械学会とも委員長には、任期制限を設けている。)
 - ・他学会やASMEの規約にもないのであれば、合わせることでよいのではないか。
 - ・再任というのは、本人にお願いするのか。どのような手順になっているのか。
 - 再任された場合に委員を継続されるかどうかの意向を各委員に確認し、再任の意思のある方について、委員会で承認(決議)をいただいている。
 - ・再任の意思を確認するというのは、誰の了解を得て確認に行くのか。まるで自動延長のようだ。再任の対象となりうるのかの検討とか、委員長や業種組織への相談などはしないのか。
 - そのような規約にはなっていない。
 - ・そういう取り決めが必要なのではないのか。
 - 再任についても、委員会で決議をしており、自動延長ではない。再任について恣意性を入れるのは、公平性、公正性の委員会の精神に反するので、慎重に考える必要がある。
 - ・決議の方法が、自動延長的だというのなら、そこを直せばよいのではないか。
 - 分科会長は公職性が強いので、任期制限を残すよう提案している。委員会は分科会よりも更に公職性が強いので、委員長、委員ともに任期制限を残すという考え方もある。
 - ・本件は、いつまでに見直せばよいのか。現状の規約に基づけば、23年3月までに見直せば問題はないということか。
 - 任期制限をなくすということは、長く規格策定活動をやっていただけるということであり、望ましいことである。このような規格策定活動を円滑に維持するためにも必要だ。再任の手続きとは、切り離して考えればよいのではないか。
 - ・それでは、規約として、委員会委員の任期制限だけ残し、あとは撤廃するということがよいのか。

- 分科会委員の任期制限がなくなれば、当面の心配はなくなる。
 - ・確認だが、分科会長に任期制限があって、委員長には制限がなかったのか。
- 委員会規約と分科会規約の記載表現が異なるが、どちらも同じく再任4回までという制限は同じである。その表現は、今回の提案では合わせるようにしている。
 - ・それでは、この件は原案通り改定を提案することとし、再任の手続きについては、今後検討するというところでよろしいか。
- 原案通りとすると、委員会も再任回数の制限なしということになるが、どちらが良いのか。
- もし、委員会だけは残すというのであれば、今回は保留にしないと、2段階で変えることは避けたいが。
 - ・結局、分科会の運営に実際に支障が発生するまで、あと2年あるのだから、敢えて今回はこのままにしておき、この2年の間に仕組みを考えればよいのではないか。
 - ・今後2年間で何か条件が変わるのか。
- 委員の任期制限というのは、委員の円滑な交替という役割を担っているのであり、その役割を、周りを整備しないままに今取り除いてしまう必要があるのか。日本電気協会というのは、事業者などの代表性を有しているのであるから、その代表性を損ねないような形に規約を整備してはどうか。他学会が制限がないから、それに合わせるというのは、適切に検討していないような印象を持たれかねない。
 - ・国の委員会等では、委員の任期制限を設けている例はある。余人をもって代えがたい場合は、委員長が特別に認めるようにすれば良く、しくみとしては特別なことではなく、一般的なものだ。逆に、任期制限なしというのは、必ず弊害があるものだ。ただ、今回の提案であれば、再任の問い合わせに行かないという運用にすれば良いのかもしれない。
- 再任の問い合わせに行かないというのは、誰の判断でそうするのか等、委員会規約の精神である、公平性、公正性あるいは恣意性の面で問題がある。
 - ・本件は、継続審議とする。
- ・資料25-2-2の4頁の4.2(4)の英文追加について、「 検討会」の英文も委員会で承認済みであり、抜けているので、資料に以下の内容を追加したい。
 - ・ 検討会：Working Group on
- ・資料25-2の10頁の委員会での規約等の改定に関する書面投票時に寄せられた投票対象外意見について、「自主保安」の定義が2つしかないように記載しているが、規制の対象か如何にかかわらず、「自主保安」という言葉は、「責任を持って自ら主体的に取り組む保安活動」という意味で使っているものだ。決して「使い古された言葉」ではないと、反論した方が良いのではないか。
 - ・この意見は、非常に古い考え方で、個人的なものと思われる。
- 本件については、12月19日の委員会において、規約等の改定の説明終了後に、「書面投票の対象範囲外のJEAC・JEAG説明文に対する意見を数件いただきましたので、次回見直す際の参考にさせていただきます」と一言触れる予定としているものである。もし、その際に再度意見が出された場合は、是非反論していただきたい。
- ・分科会の委員任期制限の問題は、構造分科会も同様である。今日は、継続審議となったが、いつまでに見直すのか。たとえば、来年のいつまでか等。
 - ・委員の皆様にも、代案を考えていただきたい。恣意性を入れない形のものを。
- 本日の議論では、代案がいくつかあったと思う。ひとつは、委員会委員だけは残す。もう一つは、具体的に再任の具体的手続きを手順に加えることである。
 - ・再任手順追加は恣意性の点が難しいと思われる。
- 役員意向を反映する形をとれば良いのではないか。
- 電力会社や企業などに推薦権を与えることなども考えられる。委員も意見は出してみるが、事務局も検討してほしい。

以上